

2025年2月「建築基準法・建築物省エネ法改正実務者講習会」質問と回答（3月分）

No.	会場	質問	回答
1	静岡	既存不適格建築物の増築や大規模な修繕等を行う場合は、現行通りで、一体であれば既存部含めたすべてを構造計算基準に適合させ、エキスパンションジョイント等で分離する場合は増改築部分だけ適合ということでしょうか。	既存不適格建築物（構造基準）に増改築を行う場合について、既存不適格の継続とすることができる緩和措置の対応方法は、一体であれば既存部分を含めたすべてを構造計算等を行うことになります。エキスパンションジョイント等で構造分離する場合でも、既存部分に一定の構造計算等が要求されます。
		新3号建築物に対する省エネ基準ですが、適合は義務付けられるが、省エネ適判は受ける必要がないということでしょうか。	貴見のとおりです。
		大規模な修繕や模様替で建築確認申請をする際、構造関係規定で既存不適格建築物だった場合はどこまで現行法に適合させなければいけないのでしょうか。	当該建築物に構造耐力上の危険性が增大しない（重い屋根・重い外壁に変えないなど）修繕・模様替えならば、既存不適格の継続となり構造基準について改修等は要求されません。これ以外の修繕等の場合には、構造基準は遡及適用がされます。
2	静岡	仕様基準での申請 壁付換気扇を利用した一種換気は選択できない？	比消費電力（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）が0.3（単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット）以下の換気設備なら選択ができます。
		性能評価、長期使用構造等の申請を行っていても、仕様基準で建築確認の申請は可能？	可能です。ただし、確認申請段階で仕様基準適合により省エネ適判を省略したケースでは、計画を変更して性能評価又は長期使用構造の確認の活用により省エネ適判を省略することは、手続きが複雑化するため、運用上不可とされております。
3	静岡	木造2階建てで、屋根を下地まで替える工事をする場合、確認申請を提出します その建物が現行の耐震基準を満たしていない場合、耐震基準をクリアする工事が必須になるのか？ 教えていただきたいです。	当該建築物に構造耐力上の危険性が增大しない（重い屋根・外壁に変えないなど）修繕・模様替えならば、既存不適格の継続となり構造基準について改修等は要求されません。これ以外の修繕等の場合には、構造基準は遡及適用がされます。